

令和7年度「未来の芸術家育成のためのパブリックアートプロジェクト」 ウォールアート制作業務仕様書

1 目的

この公募は、将来性豊かな若手芸術家の育成や地域の活性化などを目的として、令和8年1月に完成予定のJR鬼無駅のトイレ壁面にウォールアートを制作するものです。

2 対象建物壁(別添図面参照)

(1) 建物の概要

所在地 高松市鬼無町佐藤3-7
構造 RC造 陸屋根
建物面積 約41㎡
用途 トイレ
竣工 令和8年1月(予定)

(2) 壁面の規格

サイズ W3.3m×H3.3m
素材 コンクリート 打放し仕上げ

3 アーティストの条件

作品を制作する者(アーティスト)は、次に掲げる要件を満たす個人または団体(任意団体を含む。)を選定すること。

- (1) 令和7年4月1日時点で40歳未満の者(団体の場合は全員が40歳未満であること。)
- (2) 芸術家として現在活動していること

4 業務内容

(1) ウォールアートの制作

制作テーマに基づいて対象建物壁に周辺景観と調和したウォールアートを制作する。

また、ウォールアート制作にあたり、制作プロセスを情報発信するなど、制作過程の公開についても検討するものとする。

ア 制作テーマ

テーマは、「鬼・桃太郎・盆栽」のいずれかとする(組み合わせも可)。

※未発表のオリジナルの作品に限る(生成AIの利用は不可)。

※アート作品を設置する高松市鬼無地区に縁のある「鬼、桃太郎、盆栽」をテーマとして設定しているので、同地区の特性等について確認し、作品制作に生かすこと。

イ 制作技法

現地塗装またはフィルム貼付

※屋外に常時設置することを考慮し、少なくとも3年以上の耐久性を有する素材を使用すること。

※3年間の品質保持を求めするため、期間内に塗装やフィルム印刷が褪色した場合は応募者負担での修復を要する。(後記8参照)

ウ 安全対策

- ・駅への通路横での作業となるため、駅利用者等の安全と円滑な通行に十分配慮すること。
 - ・約3mの高所への施工が必要となるため、作業時の事故防止に十分留意すること。
- なお、事故等が発生した場合は速やかに県に連絡すること。

エ その他

- ・自らの責任において施工することを前提とする。
- ・平面作品に限る（突起物や凹凸のあるものは不可）。
- ・施工期間は、建物完成後から1か月以内とする。
- ・県において容易に建物を原状回復できること。

(2) 業務完了報告書の提出

ウォールアート制作前、制作中および完成後の写真が添付された報告書を提出すること。

5 制作内容及び表現の遵守事項

制作内容及び表現は、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令に違反するもの又は違反するおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
- (4) 政治活動又は宗教活動に関するもの
- (5) 営利を目的とする宣伝、またはそれらに類する内容を含むもの
- (6) 他人の著作権・商標権等の知的財産権、肖像権に抵触するもの
- (7) 特定のキャラクターやタレントの権利に抵触する恐れのあるもの
- (8) 個人、企業、団体などを中傷したり、プライバシーを侵害したりするもの
- (9) 生成AIの利用によるもの

6 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

- (1) 完成デザイン画 1部
- (2) ウォールアート（完成デザイン画を対象の壁面に制作したもの）
- (3) 業務完了報告書 1部

7 制作物の取扱いについて

応募作品の著作権は応募者に帰属するものとするが、対象建物壁に制作したアート作品（以下、「制作物」という。）の取り扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 著作権は、全て県に帰属する。よって、制作予定者は、制作物に使用する全ての著作権処理を済ませなければならない。
- (2) 制作物については将来に渡り、県に対して著作者人格権を行使しないこととする。
- (3) 制作物を公に展示し、又は公衆に送信する際は、本業務により作られた作品であることを明示することとする。

8 補修について

制作物の掲出期間は、3年を基本とし、県が補修・修復が必要であると判断し、制作者に補修等を求めた場合、制作者は、次の費用区分によって、責任をもって対応しなければならない。

- (1) ウォールアート完成の日の属する年度の翌々年度末までの間にあっては、原則として、制作者の負担とする。
- (2) 上記(1)以降の期間にあっては県の負担とする。

9 その他

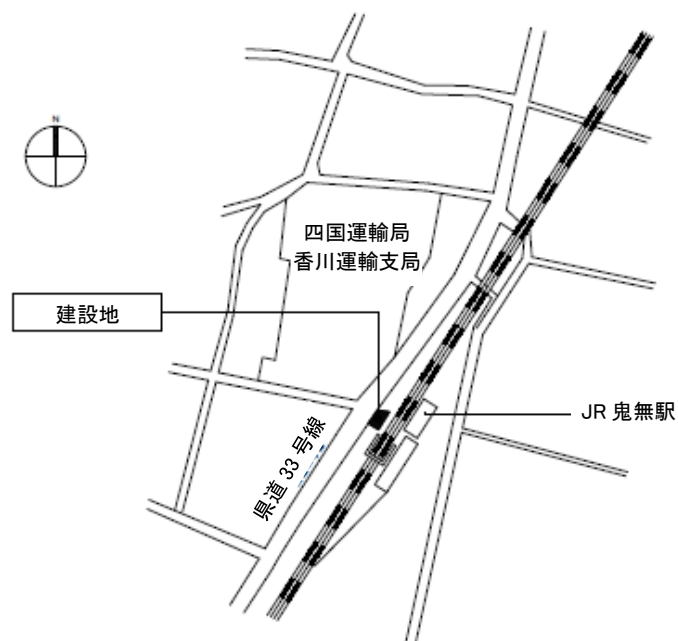
- (1) 県がアート制作前に実施するトイレの竣工について、不測の事態が生じた場合等は、制作時期について変更を行う場合がある。
- (2) 受託者が負担する経費は、全て当該委託料に含む。
- (3) ウォールアートのデザインについて、県と十分協議し、県が指定した期日までに完成イメージがわかるデザイン案を提出すること。
- (4) 受託者は、国及び県の関連法規等の内容も踏まえた上で、県と協議を行いながら本業務を実施すること。

○ J R 鬼無駅トイレの概要

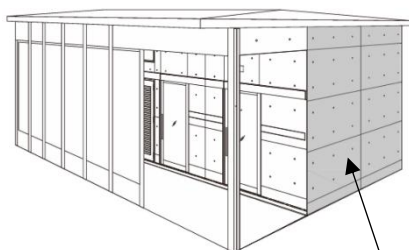
所 在 地：高松市鬼無町佐藤 3-7

構 造：RC造 陸屋根

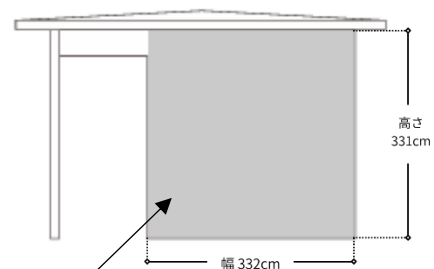
建物面積：約41m²



【建物イメージ】



【ペイント壁イメージ】



ペイント箇所
※コンクリート化粧打放し